

令和5年度四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が追加した「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、エネルギー・食料品価格等物価高騰の影響を受けた医療・福祉事業者の負担軽減を図ることで、市内の公共的サービスの継続的な提供を支援することを目的とする。

(支援金対象事業者)

第2条 支援金の対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する四條畷市の区域内にある事業所を有し、公共的サービスに密接に関わる事業者(以下「事業者」という。)とする。

(1) 医療機関

健康保険法(大正11年法律第70号)第65条に規定する保険医療機関及び保険薬局、健康保険の適用を受ける施術を実施する柔道整復、はり・きゅう及びマッサージの施術所

(2) 高齢者福祉施設

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

(3) 介護保険サービス事業所及び介護保険施設等

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定する訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、居宅介護支援及び認知症対応型通所介護に関する事業所並びに認知症対応型共同生活介護施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設

(4) 有料老人ホーム等

サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホーム等の施設

(5) 障がい者(児)福祉サービス事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条、第77条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2に規定する事業所

2 事業者は、令和5年11月1日において四條畷市の区域内で前項の事業所を営み、かつ申請日において当該事業所を継続しているものでなければならない。

(支援金)

第3条 支援金は、別表1に規定する金額を事業所ごとに支給するものとする。

2 前条第1項各号に規定する事業所を複数有する法人においては、その法人へ統括して支給することができる。

(支援金の申請等)

第4条 支援金を受けようとする事業者は、四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金申請書兼請求書(様式第1号の1から3のいずれか)を令和6年2月28日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が行われなかった場合、支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支援金の支給決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による支給金を交付すべきであると認めたときは、四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金決定通知書(様式第2号)を、また、支給することが認められないときは、四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(事実の調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による資格等の審査のため、必要があると認めるときは、この要綱の適用を受けようとする者に対して、出頭を求め、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、この要綱の適用を受けようとする者が事業者に該当するかどうかについて、確認をする必要があると認めるときは、関係者及び関係機関に対して、必要な書類の閲覧又は資料の提出を求めることができる。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取り消さなければならない。

(1) 第2条第1項及び第2項に規定する支給要件に該当しないことが判明したとき

(2) 支援金の支給決定にあたり、市長が附した条件を遵守しなかったとき

(3) 正当な理由がなく前条の調査等を拒否したとき

(4) 虚偽その他不正の手段により支給の決定を受けたとき

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を取り消した場合には、事業所名等の公表を

行う。ただし、取消した理由が過誤による場合には、この限りではない。

- 3 市長は、第1項第4号に規定する手段により支援金を受領した申請者を刑事告発しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、前条第1項により支援金の支給決定を取り消された者があるときは、期限を定めてその全ての支援金の返還を命じなければならない。

- 2 前条第1項第4号により支援金の支給決定を取り消された者は、前項の額に、不正受給の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定して延滞金を加え、これらの合計額を市長に支払う義務を負う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効前に交付した支援金に係る第7条及び第8条の規定については、失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

【医療関連】

第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事業所

区分	金額	対象
区分 1	300 千円	保険薬局、無床診療所、柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージ
区分 2	500 千円	有床診療所・病院
区分 3	1000 千円	病院（100 床以上）

【介護関連】

第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する事業所

区分	金額	対象
区分 1	200 千円	訪問介護・居宅
区分 2	300 千円	通所介護
区分 3	500 千円	高齢者施設（100 人未満）
区分 4	1000 千円	高齢者施設（100 人以上）

【障がい福祉関連】

第 2 条第 1 項第 5 号に規定する事業所

区分	金額	対象
区分 1	200 千円	訪問介護・居宅
区分 2	300 千円	通所介護
区分 3	500 千円	障がい者施設（100 人未満）

様式第1号の1（第4条関係）

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金申請書 兼 請求書【医療関連】

令和 年 月 日

四條畷市長 宛

申請者 事業者名（法人名）
所在地
代表者名 ⑩
電話番号

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく支援金について、下記の同意事項に同意の上、次のとおり申請及び請求します。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---

※同意事項

支援金の支給を受けたいので、提出資料を添えて申請するとともに、次の事項を誓約します。

- ①支給決定を取り消された場合は、要綱に基づき四條畷市に返還します。
- ②支援金の支給にあたり、四條畷市が申請内容について関係機関等に照会すること、及び関係機関等がこの照会について回答することに同意します。

事業者名	
所在地	四條畷市
別表1に基づく事業所区分	【医療関連】 <input type="checkbox"/> 区分1 <input type="checkbox"/> 区分2 <input type="checkbox"/> 区分3
電話番号	
メールアドレス	
担当者名	(フリガナ)

【振込口座は裏面のとおり】

【裏面】

振込口座

支援金振込先	口座名義人	(フリガナ)									
※ゆうちょ銀行は通帳見開き下部の振込店名を記載してください。	金融機関名	銀行・信組・信金 労金・農協・漁連						本店・支店 出張所			
	口座種別	普通・当座	口座番号(左づめ)								

※振込口座通帳の口座番号等が記載された箇所の写しを添付してください。

振込口座が確認できるものの写しを添付してください。
<p>以下の①～④すべてが記載されている、通帳 又は キャッシュカードの当該箇所の写し</p> <p>① 金融機関名</p> <p>② 支店名</p> <p>③ 口座番号</p> <p>④ 口座名義</p> <p style="text-align: center;">貼り付け欄</p>

様式第1号の2（第4条関係）

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金申請書 兼 請求書【介護関連】

令和 年 月 日

四條畷市長 宛

申請者 事業者名（法人名）
所在地
代表者名 ⑩
電話番号

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく支援金について、下記の同意事項に同意の上、次のとおり申請及び請求します。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---

※同意事項

支援金の支給を受けたいので、提出資料を添えて申請するとともに、次の事項を誓約します。

- ①支給決定を取り消された場合は、要綱に基づき四條畷市に返還します。
- ②支援金の支給にあたり、四條畷市が申請内容について関係機関等に照会すること、及び関係機関等がこの照会について回答することに同意します。

事業者名	
所在地	四條畷市
別表1に基づく事業所区分	【介護関連】 <input type="checkbox"/> 区分1 <input type="checkbox"/> 区分2 <input type="checkbox"/> 区分3 <input type="checkbox"/> 区分4
電話番号	
メールアドレス	
担当者名	(フリガナ)

【振込口座は裏面のとおり】

【裏面】

振込口座

支援金振込先	口座名義人	(フリガナ)									
※ゆうちょ銀行は通帳見開き下部の振込店名を記載してください。	金融機関名	銀行・信組・信金 労金・農協・漁連						本店・支店 出張所			
	口座種別	普通・当座	口座番号(左づめ)								

※振込口座通帳の口座番号等が記載された箇所の写しを添付してください。

振込口座が確認できるものの写しを添付してください。
<p>以下の①～④すべてが記載されている、通帳 又は キャッシュカードの当該箇所の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関名 ② 支店名 ③ 口座番号 ④ 口座名義 <p style="text-align: center;">貼り付け欄</p>

様式第1号の3（第4条関係）

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金申請書 兼 請求書【障がい福祉関連】

令和 年 月 日

四條畷市長 宛

申請者 事業者名（法人名）
所在地
代表者名 ⑩
電話番号

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく支援金について、下記の同意事項に同意の上、次のとおり申請及び請求します。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---

※同意事項

支援金の支給を受けたいので、提出資料を添えて申請するとともに、次の事項を誓約します。

- ①支給決定を取り消された場合は、要綱に基づき四條畷市に返還します。
- ②支援金の支給にあたり、四條畷市が申請内容について関係機関等に照会すること、及び関係機関等がこの照会について回答することに同意します。

事業者名	
所在地	四條畷市
別表1に基づく事業所区分	【障がい福祉関連】 <input type="checkbox"/> 区分1 <input type="checkbox"/> 区分2 <input type="checkbox"/> 区分3
電話番号	
メールアドレス	
担当者名	(フリガナ)

【振込口座は裏面のとおり】

【裏面】

振込口座

支援金振込先	口座名義人	(フリガナ)									
※ゆうちょ銀行は通帳見開き下部の振込店名を記載してください。	金融機関名	銀行・信組・信金 労金・農協・漁連						本店・支店 出張所			
	口座種別	普通・当座	口座番号(左づめ)								

※振込口座通帳の口座番号等が記載された箇所の写しを添付してください。

振込口座が確認できるものの写しを添付してください。
<p>以下の①～④すべてが記載されている、通帳 又は キャッシュカードの当該箇所の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関名 ② 支店名 ③ 口座番号 ④ 口座名義 <p style="text-align: center;">貼り付け欄</p>

様式第2号（第5条関係）

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金支給決定通知書

令和 年 月 日

事業者名

代表者 様

四條畷市長 東 修平

（ 公 印 省 略 ）

令和 年 月 日付けで申請のありました四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金につきまして、条件を附して支給することに決定しましたので通知します。

記

1 事業者名

2 支援金支給決定金額 円

3 支給条件

- （1）四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援事業実施要綱第7条に該当した場合は、同要綱第8条に基づいた金額を返還すること。

様式第3号（第5条関係）

四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日

事業者名

代表者

様

四條畷市長 東 修平

（ 公 印 省 略 ）

令和 年 月 日付で申請のありました四條畷市医療・福祉事業者物価高騰対策支援金の支給につきまして、下記の理由により不支給と決定しましたので通知します。

記

1 事業者名

2 不支給と決定した理由